

2021年6月1日

株 主 各 位

大阪府守口市東郷通一丁目2番16号

株式会社エスティック

代表取締役社長 鈴木 弘 英

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月16日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月17日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口 2F ロイヤルプリンセス
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照下さい。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第28期(2020年3月21日から2021年3月20日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期(2020年3月21日から2021年3月20日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当ての件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.estic.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

第 28 期 事 業 報 告

〔 2020年3月21日から
2021年3月20日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は年度を通し新型コロナウイルス感染症の影響一色であったといっても過言ではない1年でありました。世界経済成長率は4%以上のマイナス成長となり、一部業種における失業者の増大、所得格差の拡大、経済不況下における株高など、様々な分野で経済環境の二極化が進展してまいりました。

他方、一部地域では早期の新型コロナウイルス感染症拡大の封じ込めや、ワクチン接種の広がりなどによる経済活動の回復を示している国もあり、国や地域によっても格差が生じている状況となっております。

このような経済環境のなか、当社主力販売先である自動車産業界における設備投資の状況や当社製品の品種別の販売状況につきましては市場別に次のとおりとなっております。

① 国内市場

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の第3波の拡大後もなかなか収束の兆しも見えず、依然として経済活動の本格的再開が見えない状況下ではありますが、ウィズコロナによる施策も広がりを見せ経済活動も徐々に回復の実態が見えつつある状況となりました。

そのような状況のなか、当社主力販売先である自動車産業における設備投資の状況につきましては、未だ一部の顧客において訪問制限、接触制限が継続されており、顧客とのコンタクトが完全に回復したとは言えない状況が継続しており、大型設備案件においては計画の先送りや見直し途上の客先が多く、未だ市場環境は先行不透明な状況にあります。

その結果当連結会計年度における売上高は、ハンドナットランナやナットランナは下期より回復傾向を示してまいりましたが、ネジ締付装置の回復は遅く、通期においては全品種で前年を大きく下回る減収となりました。

② 米国市場

年初は新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益が大きく減少し、設備投資も大幅に減少している状況下ではありましたが、年後半より徐々に経済活動の回復が進み、日系、米系自動車メーカーや農機具メーカーなどからの受注が好調に推移し、全体でもほぼ前年並みの売上高を計上いたしました。

③ 中国市場

新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益が大きく減少し、設備投資も大幅に減少しておりましたが、他地域に先んじて経済活動が回復しており、大型設備投資の回復は多少時間を要すると思われますが、工具であるハンドナットランナの需要は早期に回復の兆しをみせ売上高は前年を上回る結果となりました。またネジ締付装置は前年比減収となり、その結果市場環境としては本格的な回復と言える状況には至っていない不安定要素もありつつ、全体ではほぼ前年並の売上高となりました。

④ その他の市場

全地域において新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益が大きく減少し、設備投資も大幅に減少している状況下ではありますが、地域によっては徐々に回復傾向を示しつつあり、タイやメキシコ等では前年比増収となりました。

その結果、当連結会計年度の売上状況は、上記の市場環境により全品種とも前年比減収となり売上高5,294百万円(前期比21.8%減)となりました。

利益状況は、従業員の新規増員抑制や経費削減等による固定費削減を実施しましたが、売上高が大幅に減少したことにより固定比率が上昇した結果、営業利益1,055百万円(前期比40.4%減)、売上高営業利益率19.9%(前期は26.2%)、経常利益1,072百万円(前期比38.8%減)、売上高経常利益率20.3%(前期は25.9%)、親会社株主に帰属する当期純利益729百万円(前期比38.9%減)となりました。

地域別売上においては、国内市場の回復が遅く、北米及び中国市場の回復が顕著であったことから海外売上比率が上昇し、海外売上高3,057百万円(前期比4.1%減)、国内売上高2,237百万円(前期比37.6%減)、売上全体に占める海外売上比率は57.7%(前期は47.1%)、国内売上比率は42.3%(前期は52.9%)となりました。

なお、当社製品は、ネジ締付装置、同部品及びネジ締付工具でありますので、単一セグメントとして市場環境を判断しております。

製品別の売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
ナ ッ ト ラ ン ナ	982,234	18.5
ハンドナットランナ	3,047,236	57.6
サ ー ボ プ レ ス	100,082	1.9
ネ ジ 締 付 装 置	907,807	17.1
修理・点検・その他	257,271	4.9
合 計	5,294,631	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は45百万円であり、このうち主なものは、ソフトウェア等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社製品は自動車産業の設備投資に密接な影響を受けており、世界規模での自動車産業の設備投資に対応できる販売体制、サービスメンテナンス体制及び生産体制の確立が不可欠であると考えております。

したがって、利益の確保と海外販売拠点、サービス拠点、生産拠点への投資のバランスを計りつつも積極的な海外投資を行っていかねばならないと考えております。

また、直接投資のみならず海外代理店の整備、拡充、教育も重要な戦略に位置付けながら海外市場開拓に注力してまいります。

さらに、健全かつ効率的経営のために、法令遵守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による企業活動の停滞が続いており、経済面での影響について留意していく必要があります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第25期 (2018年3月期)	第26期 (2019年3月期)	第27期 (2020年3月期)	第28期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(千円)	4,981,138	6,612,716	6,773,705	5,294,631
経常利益(千円)	1,261,322	1,743,565	1,754,134	1,072,744
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	858,485	1,135,735	1,193,317	729,660
1株当たり当期純利益(円)	315.73	417.70	460.78	294.34
総資産(千円)	6,390,191	7,580,228	7,145,833	7,491,451
純資産(千円)	5,362,835	6,294,954	6,025,215	6,526,737

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
ESTIC (THAILAND) CO., LTD.	49.8%	製品の販売及び据付、修理、その他付随業務
ESTIC AMERICA, INC.	100.0%	製品の販売及び据付、修理、その他付随業務

(7) 主要な事業内容

当社は、ネジ締付省力機械等の設計製作、販売及び修理を行っております。

(8) 主要な営業所等

①当社

本 社 大阪府守口市東郷通一丁目2番16号
営業所

名 称	所 在 地
東 京 営 業 所	横 浜 市 港 北 区
中 部 営 業 所	愛 知 県 岡 崎 市

工 場

名 称	所 在 地
橋 波 事 業 所	大 阪 府 守 口 市
東 郷 事 業 所	大 阪 府 守 口 市

②子会社

名 称	所 在 地
ESTIC (THAILAND) CO., LTD.	タイ (バンコク)
ESTIC AMERICA, INC.	アメリカ (ケンタッキー州)

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 数
191名	4名増

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
171名	6名増	37.9歳	7.1年

(注) 従業員数には臨時従業員20名の人数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,942,000株 (自己株式463,089株を含む)
(3) 株 主 数 1,031名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
鈴 木 弘	394,800	15.92
株 式 会 社 日 伝	280,000	11.29
弘 鈴 興 産 株 式 会 社	200,000	8.06
長 沼 商 事 株 式 会 社	140,000	5.64
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCROO	131,800	5.31
エ ス テ ッ ク 従 業 員 持 株 会	126,300	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	106,000	4.27
池 田 康 廣	87,000	3.50
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	75,135	3.03
飯 田 雅 次	73,000	2.94

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(463,089株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2021年3月20日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	鈴 木 弘	
代 表 取 締 役 社 長	鈴 木 弘 英	営業本部長
専 務 取 締 役	伊勢嶋 勇	管理部長
常 務 取 締 役	伊 藤 隆 也	標準品グループ部長
取締役(監査等委員)(常勤)	山 本 純 治	
取締役(監査等委員)	河 渕 健 司	油研工業株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	辻 内 章	株式会社学情 社外取締役 積水樹脂株式会社 社外取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役 山本純治氏、河渕健司氏、辻内章氏は社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本純治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役 辻内章氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、公認会計士資格を有しております。
4. 監査等委員である取締役 河渕健司氏、辻内章氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当該事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月4日開催の取締役会で決議し、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、固定報酬としての基本報酬のみとしています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬と当該事業年度終了後の一定の時期に支給する賞与としています。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、業務執行状況や当社及び株主への貢献度合い等を総合的に勘案して決定します。賞与の金額は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当業務における成果に応じて、総合的に勘案して決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、その職務を鑑み、基本報酬のみとしています。監査等委員である取締役の基本報酬は、経営に対する独立性に鑑み、金銭による月例の固定報酬のみとしています。基本報酬の金額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務分担等を勘案し、監査等委員会において協議し決定します。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役(監査等委員を除く)	4名	62,836千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	74,836千円 (12,000千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において年額150,000千円以内(使用人給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長鈴木弘英が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬の額と賞与の額とし、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって、適切に行使されるよう、監査等委員である取締役に諮問し答申を得る等の措置を講じております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で草案を作成し、取締役会において慎重に審議、決議による委任に基づいて、代表取締役社長がその分配を決定しており、当該手続きを経て取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役(監査等委員)河渕健司氏は、油研工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)辻内章氏は、株式会社学情及び積水樹脂株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	山本 純治	当事業年度において開催された取締役会17回のうち、監査等委員として17回出席し、また、監査等委員会16回のすべてに出席いたしました。長年の事業会社の営業経験と見識をいかし、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	河 渕 健 司	当事業年度において開催された取締役会17回のうち、監査等委員として17回出席し、また、監査等委員会16回のすべてに出席いたしました。企業経営の豊富な経験と見識をいかし、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	辻 内 章	当事業年度において開催された取締役会17回のうち、監査等委員として17回出席し、また、監査等委員会16回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門の見地から財務及び会計に関する高度な専門知識をいかし、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
②	当社の会計監査人に当社及び子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の額	19,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、複数の社外取締役を選任し、また取締役会を定期的に開催することにより相互牽制機能の充実を図っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行います。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険の管理は、業務を執行する担当役員が日常での全体管理を行います。万一、損失の危険が、業績に重大な影響を及ぼすおそれが生じた場合は、担当役員が社長へ報告するとともに緊急に取締役会を開催しその対応を早急に検討し、これらの状況は監査等委員会へ報告するものとします。また、当社の業績に重要な影響を及ぼすとされる事項は、遅滞なく会計監査人へ報告するとともに、適時開示等によりステークホルダーに開示します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を月1回開催する他、必要場合は臨時取締役会を開催し機動的かつ迅速な会社の意思決定並びに情報の共有、取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、任期を1年としております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は使用人に対するコンプライアンス教育を継続的に行います。
使用人が法令又は定款に違反するおそれのある行為を発見した場合は速やかに、取締役又は監査等委員へ通報しなければならないことを周知しております。
- (6) 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団の事業活動が法令及び定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実を図り、企業集団の適正な管理を実践しております。

- (7) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員が監査を実効的に行うために監査等委員の職務を補助すべき使用人の配属を求めたときは、それを適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人を配置します。また、監査等委員の職務の独立性を確保するため、監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の同意を得て行い、また当該使用人への指揮命令は監査等委員が行うものとします。

- (8) 取締役(監査等委員を除く)及び使用人が監査等委員に報告するための体制
その他監査等委員への報告に関する体制

取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、会社に着しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員又は監査等委員会へ報告を行います。また、取締役(監査等委員を除く)及び使用人は監査等委員から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに監査等委員又は監査等委員会へ必要な報告を行います。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は監査計画の策定に当たり会計監査人及び内部監査人との意見交換を行い、監査の方法及び監査業務の役割分担を含め監査等委員会でこれを決定します。監査等委員が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士及び税理士等との連携により適切な監査を行います。また、監査等委員は監査に必要な情報を収集するために各種重要な会議への出席、稟議書その他の重要な書類の閲覧をすることができます。

- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、評価の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,060,257	流 動 負 債	706,971
現金及び預金	1,211,498	買掛金	124,915
受取手形及び売掛金	1,509,134	リース債務	2,826
電子記録債権	263,712	未払金	54,567
商品及び製品	490,622	未払費用	115,332
仕掛品	253,697	未払法人税等	235,286
原材料	1,233,105	賞与引当金	64,315
未収消費税等	12,390	製品保証引当金	44,000
その他の	87,879	未払消費税等	27
貸倒引当金	△1,782	その他の	65,700
固 定 資 産	2,431,194	固 定 負 債	257,742
有形固定資産	1,777,150	リース債務	5,596
建物及び構築物	812,654	繰延税金負債	4,596
機械装置及び運搬具	11,624	退職給付に係る負債	247,480
工具器具及び備品	114,873	その他の	69
土地	830,106	負 債 合 計	964,714
リース資産	7,892	純 資 産 の 部	
無形固定資産	46,627	株 主 資 本	6,450,676
ソフトウェア	42,605	資本金	557,000
電話加入権	880	資本剰余金	639,750
水道施設利用権	3,141	利益剰余金	6,715,646
投資その他の資産	607,415	自己株式	△1,461,719
投資有価証券	121,288	その他の包括利益累計額	18,653
関係会社出資金	225,263	その他有価証券評価差額金	36,427
繰延税金資産	158,096	為替換算調整勘定	△17,773
保険積立金	88,467	非支配株主持分	57,407
その他の	15,099		
貸倒引当金	△800	純 資 産 合 計	6,526,737
資 産 合 計	7,491,451	負債及び純資産合計	7,491,451

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2020年3月21日から
2021年3月20日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,294,631
売上原価		2,962,276
売上総利益		2,332,355
販売費及び一般管理費		1,276,645
営業利益		1,055,709
営業外収益		
受取利息	146	
受取配当金	2,735	
持分法による投資利益	5,348	
雇用調整助成金	20,754	
その他の	2,363	31,349
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	14,032	
その他の	278	14,313
経常利益		1,072,744
税金等調整前当期純利益		1,072,744
法人税、住民税及び事業税	306,724	
法人税等調整額	23,662	330,386
当期純利益		742,358
非支配株主に帰属する当期純利益		12,697
親会社株主に帰属する当期純利益		729,660

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2020年3月21日から
2021年3月20日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	557,000	639,750	6,226,446	△1,461,410	5,961,785
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△240,461		△240,461
親会社株主に帰属 する当期純利益			729,660		729,660
自己株式の取得				△309	△309
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	489,199	△309	488,890
当 期 末 残 高	557,000	639,750	6,715,646	△1,461,719	6,450,676

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	21,236	△5,081	16,154	47,275	6,025,215
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△240,461
親会社株主に帰属 する当期純利益					729,660
自己株式の取得					△309
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,191	△12,692	2,499	10,131	12,631
当 期 変 動 額 合 計	15,191	△12,692	2,499	10,131	501,521
当 期 末 残 高	36,427	△17,773	18,653	57,407	6,526,737

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 ESTIC (THAILAND) CO., LTD. 、 ESTIC AMERICA, INC.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1 社

持分法を適用した関連会社の名称 SHANGHAI ESTIC CO., LTD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるESTIC (THAILAND) CO., LTD. 及びESTIC AMERICA, INC. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社の2020年12月31日現在の財務諸表を使用し、当連結会計年度末までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品

先入先出法による原価法

製品・仕掛品

見込生産品については主として移動平均法による原価法、受注生産品については個別法による原価法

原材料

移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア．リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。(ただし、在外子会社は、定額法)

ただし、当社の1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～39年

工具器具及び備品 2年～15年

イ．リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の無償保証期間の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく負担見込額及び個別事象を勘案した負担見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症について)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大または収束を予測することは困難な状況ではありますが、当社グループへの影響は限定的であるとの仮定に基づき、当連結会計年度における会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であるため、今後の状況の変化によっては、連結計算書類の作成に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

805,413千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 2,942,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	240,461	97	2020年3月20日	2020年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(議案)	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	151,213	61	2021年3月20日	2021年6月18日

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	463,019	70	—	463,089

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

70株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。

資金調達については、自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、営業上の関係を有する企業の株式であります。株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権等については販売部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行い、顧客ごとに期日及び残高を管理し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1, 211, 498	1, 211, 498	—
(2) 受取手形及び売掛金	1, 509, 134		
電子記録債権	263, 712		
貸倒引当金 (※1)	△1, 782		
	1, 771, 064	1, 771, 064	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	121, 288	121, 288	—
資産計	3, 103, 851	3, 103, 851	—

※1 受取手形及び売掛金、電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

上場株式の時価は、取引所の価格によっております。

2. 関係会社出資金(連結貸借対照表計上額225,263千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,609円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 294円34銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,733,533	流 動 負 債	610,128
現金及び預金	1,297,038	買掛金	124,915
受取手形	271,532	リース債務	2,826
電子記録債権	263,712	未払金	48,047
売掛金	1,069,724	未払費用	90,405
製品	316,583	未払法人税等	226,800
仕掛品	253,697	前受金	1,036
原材料	1,233,105	預り金	7,781
前払費用	5,692	賞与引当金	64,315
未収入金	3,458	製品保証引当金	44,000
その他の	20,898	固 定 負 債	251,085
貸倒引当金	△1,912	リース債務	5,596
固 定 資 産	2,217,460	退職給付引当金	245,489
有 形 固 定 資 産	1,725,702		
建物	792,009	負 債 合 計	861,214
構築物	19,795	純 資 産 の 部	
機械及び装置	3,140	株 主 資 本	6,053,352
車両運搬具	0	資 本 金	557,000
工具器具及び備品	72,758	資 本 剰 余 金	639,750
土地	830,106	資本準備金	639,750
リース資産	7,892	利 益 剰 余 金	6,318,322
無 形 固 定 資 産	46,398	利益準備金	7,700
ソフトウェア	42,376	その他利益剰余金	6,310,622
電話加入権	880	別途積立金	1,400,000
水道施設利用権	3,141	繰越利益剰余金	4,910,622
投資その他の資産	445,359	自 己 株 式	△1,461,719
投資有価証券	121,288	評価・換算差額等	36,427
出資金	20	その他有価証券評価差額金	36,427
関係会社出資金	69,828		
繰延税金資産	153,765		
保険積立金	88,467		
その他の	12,789		
貸倒引当金	△800	純 資 産 合 計	6,089,779
資 産 合 計	6,950,994	負債及び純資産合計	6,950,994

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2020年 3 月21日から
2021年 3 月20日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4, 873, 508
売 上 原 価	2, 931, 147
売 上 総 利 益	1, 942, 360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	973, 875
営 業 利 益	968, 485
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8
受 取 配 当 金	2, 735
雇 用 調 整 助 成 金	20, 754
雑 収 入	1, 449
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	95
雑 損 失	278
経 常 利 益	993, 060
税 引 前 当 期 純 利 益	993, 060
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	294, 600
法 人 税 等 調 整 額	15, 275
当 期 純 利 益	683, 185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2020年3月21日から
2021年3月20日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	557,000	639,750	639,750	7,700	1,400,000	4,467,898	5,875,598
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△240,461	△240,461
当 期 純 利 益						683,185	683,185
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	442,723	442,723
当 期 末 残 高	557,000	639,750	639,750	7,700	1,400,000	4,910,622	6,318,322

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,461,410	5,610,937	21,236	21,236	5,632,173
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△240,461			△240,461
当 期 純 利 益		683,185			683,185
自己株式の取得	△309	△309			△309
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			15,191	15,191	15,191
当事業年度中の変動額合計	△309	442,414	15,191	15,191	457,606
当 期 末 残 高	△1,461,719	6,053,352	36,427	36,427	6,089,779

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

①製品・仕掛品

見込生産品については移動平均法による原価法、受注生産品については個別法による原価法

②原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

①リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数については次のとおりであります。

建物	17年～39年
----	---------

工具器具及び備品	2年～15年
----------	--------

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、リース期間は5年です。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の無償保証期間の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく負担見込額及び個別事象を勘案した負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症について)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大または収束を予測することは困難な状況であります。当社への影響は限定的であるとの仮定に基づき、当事業年度における会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であるため、今後の状況の変化によっては、計算書類の作成に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	737,076千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	349,118千円
短期金銭債務	1,658千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	1,101,022千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	28,902千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	463,019	70	—	463,089

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 70株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	75,168千円
たな卸資産評価損	26,152千円
賞与引当金	19,693千円
製品保証引当金	13,472千円
未払事業税	12,396千円
未払役員賞与	6,889千円
関係会社出資金(減損)	5,205千円
その他	10,863千円
繰延税金資産小計	169,841千円
繰延税金資産合計	169,841千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,076千円
繰延税金負債合計	△16,076千円
繰延税金資産の純額	153,765千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	(株)日伝	大阪市中央区	5,368	機械設備及び機械器具関連商品の販売	(被所有)直接11.3	当社製品の販売及び原材料(部品・資材等)の購入	製品の販売	285,862	売掛金	15,982
							原材料の購入	833,008	買掛金	45,784

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売及び原材料の購入については、一般取引先と同様、市場価格をもとに合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連会社	SHANGHAI ESTIC CO., LTD.	中国 上海市	60	当社製品の販売、 ネジ締付装置の製造・販売 及び修理・点検	(所有) 直接 50.0	当社製品の販売及び当社製品を 組み込んだ製品の製造・販売、 当社製品の外注加工 役員の兼任3名	製品の販売	263,220	売掛金	214,403
連結子会社	ESTIC (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	12	当社製品の販売及び据付、 修理、その他付随業務	(所有) 直接 49.8	当社製品の販売及び据付、修理、 その他付随業務 役員の兼任1名	製品の販売	103,855	売掛金	15,115
連結子会社	ESTIC AMERICA, INC.	アメリカ ケンタッキー州	50	当社製品の販売及び据付、 修理、その他付随業務	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売及び据付、修理、 その他付随業務 役員の兼任1名	製品の販売	732,167	売掛金	110,727

(注) 1. 上記取引金額及び期末残高には消費税等を含んでおりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売については、一般取引先と同様、市場価格をもとに合理的に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,456円64銭
- 1株当たり当期純利益 275円59銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社エスティック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚弥 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスティックの2020年3月21日から2021年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスティック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社エスティック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚弥 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスティックの2020年3月21日から2021年3月20日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月21日から2021年3月20日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社エスティック 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 純治 ㊞

監査等委員 河渕 健司 ㊞

監査等委員 辻 内 章 ㊞

(注)常勤監査等委員山本純治、監査等委員河渕健司、監査等委員辻内章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当期の配当につきましては、1株当たり57円を予定しておりましたが、業績を鑑み株主の皆様の日頃のご支援にお応えするべく、1株当たり4円増配の61円とさせていただきます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 61円

総額 151,213,571円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月18日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	す ず き ひろし 鈴 木 弘 (1938年5月5日生)	1969年9月 太陽鉄工株式会社(現 株式 会社T A I Y O)入社 1993年8月 同社退社 1993年8月 当社設立 当社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役会長(現任)	394,800株
2	す ず き ひろひで 鈴 木 弘 英 (1970年2月19日生)	2012年4月 当社入社 2015年1月 ESTIC AMERICA, INC. (出向) Vice President 2017年6月 当社取締役営業本部長 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	26,200株
3	い せ じ ま いさむ 伊 勢 嶋 勇 (1962年1月26日生)	1995年4月 当社入社 2003年4月 当社管理部部長 2005年6月 当社取締役管理部部長 2007年5月 当社取締役管理本部長 2012年4月 当社常務取締役管理本部長 2014年1月 当社常務取締役管理部部長 2018年6月 当社専務取締役管理部部長(現 任)	15,100株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	やまもと じゅんじ 山 本 純 治 (1954年11月30日生)	1973年3月 株式会社日伝入社 2019年6月 同社退社 2019年6月 当社取締役就任（監査等委員）（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山本純治氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、長きにわたり事業会社に在籍し、営業の長年の経験と見識を有していることから、企業経営の健全性・妥当性を確保するために十分な助言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	こうぶち けんじ 河 渕 健 司 (1950年7月10日生)	1975年4月 太陽鉄工株式会社（現 株式会社TAIYO）入社 2001年6月 同社取締役 2003年6月 同社常務取締役 2007年6月 同社専務取締役 2008年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社取締役会長 2015年9月 同社取締役会長退任 2016年6月 油研工業株式会社 取締役（社外）就任（現任） 2017年6月 当社取締役就任（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] 油研工業株式会社 取締役（社外）	200株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 河渕健司氏は、長きにわたり事業会社に在籍し、企業経営について豊富な経験と見識を有していることから、経営全般の監視を期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3 新任	おおまつ のぶたか 大 松 信 貴 (1970年7月24日生)	1996年10月 太田昭和監査法人(現 EY新 日本有限責任監査法人)入所 1999年5月 公認会計士登録 2016年7月 金融庁公認会計士・監査審 査会公認会計士監査検査官 2020年7月 EY新日本有限責任監査法人 退所 2020年8月 大松公認会計士事務所所長 (現任) 2020年9月 税理士登録 2021年2月 川上塗料株式会社 監査役就任(現任) [重要な兼職の状況] 川上塗料株式会社 監査役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大松信貴氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人における上場企業の会計監査の業務経験を有しており、また公認会計士資格を有し、財務及び会計に関する高度な専門知識を生かし、適切な監査の遂行及び提言をいただけるものと期待して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 山本純治氏は2019年6月まで株式会社日伝に勤務しており、当社は同社と原材料仕入等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、河渕健司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 大松信貴氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 本総会終結の時をもって、山本純治氏の当社社外取締役就任期間は2年、河渕健司氏の当社社外取締役就任期間は4年となります。
5. 当社は、山本純治氏、河渕健司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。また、大松信貴氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 河渕健司氏は、2021年6月に重要な兼職先である油研工業株式会社の社外取締役を退任する予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにひびき監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会がひびき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社グループの事業規模に鑑み、会計監査人に必要とされる独立性、専門性、効率性、品質管理体制、監査報酬等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

名	称	ひびき監査法人
主たる事務所の所在地		大阪府大阪市中央区北浜2丁目3番6号 北浜山本ビル4階
沿革	沿革	1975年7月 有恒監査法人設立 1979年6月 ナニワ監査法人設立 1987年3月 新橋監査法人設立 1997年7月 ペガサス監査法人設立 2007年7月 ナニワ監査法人と有恒監査法人が合併し、 大阪監査法人に名称変更 2012年2月 PKF Internationalに加入 2014年7月 大阪監査法人と新橋監査法人、ペガサス 監査法人が合併し、ひびき監査法人に名 称変更
概要	概要	出資金 33,500千円 構成人員（2021年3月31日現在） 代表社員 21名 社員 4名 公認会計士 168名 公認会計士試験合格者・その他専門職員 9名 職員 7名 合計 209名

**第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当ての件**

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において、年額150,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、以下の概要の譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の対象取締役は4名ですが、本株主総会で第2号議案が承認可決されますと3名となります。

1. 本制度の概要

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度により本譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社普通株式の総数は年間最大2,400株、年額24,000千円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）といたします。但し、上記株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分にあたっては、対象取締役は金銭の払込み等を要しないものとします。また、本制度に基づく普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の割当日から1年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

2. 本議案の内容が相当である理由

本制度は、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を割り当てるものであります。

当社は2021年2月4日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告10頁に記載のとおりであります。2021年5月18日開催の取締役会において本株主総会にて本議案をご承認いただくことを条件として、当該方針を改定しており、その内容は以下【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】に記載のとおりです。

本議案は、当該改定後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の割当てのために必要かつ相当であり、また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記1.の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.08%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.82%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬と譲渡制限付株式報酬とする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬と当該事業年度終了後の一定の時期に支給する賞与とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、業務執行状況や当社及び株主への貢献度合い等を総合的に勘案して決定する。賞与の金額は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務における成果に応じて、総合的に勘案して決定する。譲渡制限付株式報酬は、株主との価値共有、企業価値向上への貢献度合い等を総合的に勘案し決定する。

監査等委員である取締役の報酬は、その職務を鑑み、基本報酬のみとする。監査等委員である取締役の基本報酬は、経営に対する独立性に鑑み、金銭による月例の固定報酬のみとする。基本報酬の金額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務分担等を勘案し、監査等委員会において協議し決定する。

- ② 基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種別の報酬の割合については、役位、職責等を総合的に勘案し決定する。

- ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定する。

その権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬の額と賞与の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって、適切に行使されるよう、監査等委員である取締役に諮問し答申を得る等の措置を講じることとする。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で草案を作成し、取締役会において慎重に審議、決議による委任に基づいて、代表取締役社長がその分配を決定する。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の譲渡制限付株式報酬の個人別の割当て数については、代表取締役社長の案を踏まえ、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内において取締役会の決議によって決定する。

(ご参考)

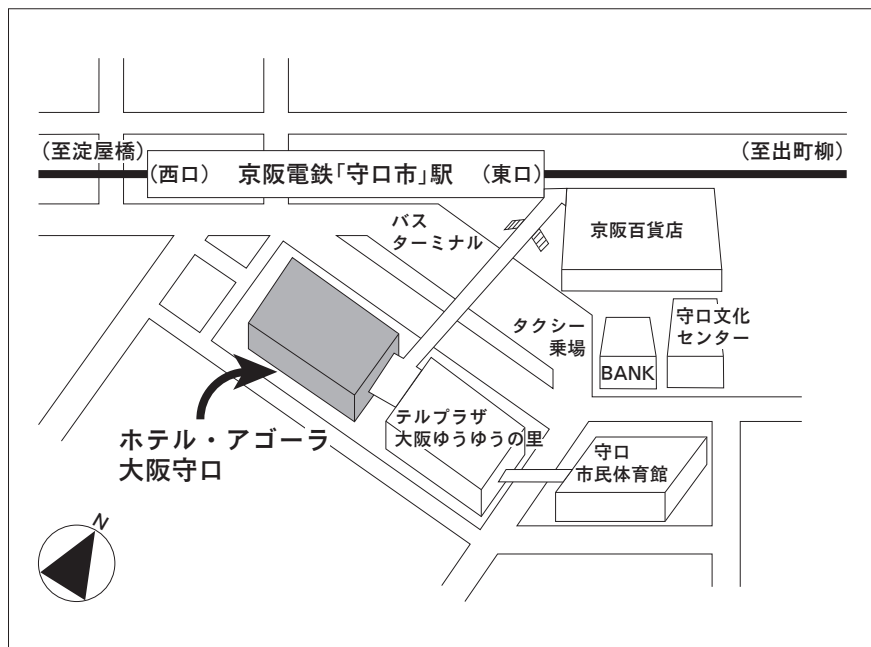
本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の従業員に対して、同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。(ただし、譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込みに関して、当社の従業員は、当社に対する金銭債権を現物出資財産として当社に給付することにより譲渡制限付株式の発行又は処分を受けるものとします。)

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口
2 F ロイヤルプリンセス
TEL 06-6994-1111



交通 京阪電鉄「守口市」駅下車 東口より徒歩約2分